

令和 8 年度第 4 回臨時庁議

令和 8 年 8 月 5 日（水）午後 1 時 30 分開会

次 第

【報告事項】

1 令和 9 年度当初予算編成に関する基本方針について

2 その他

◇ 次回の庁議開催予定
令和 8 年 8 月 19 日（水）

令和 8 年 8 月 5 日
企 画 部 財 政 課

令和 9 年度当初予算編成に関する基本方針等

- 1 令和 9 年度予算編成に関する基本方針（副区長依命通達）・・・・・・・・・・1
- 2 令和 9 年度予算編成事務処理方針について（企画部長通知）・・・・・・・・・・3
 - (1) 令和 9 年度予算編成事務処理方針について・・・・・・・・・・・・・3
 - (2) 令和 9 年度当初予算編成予定表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - (3) 〔別紙 1〕 令和 9 年度予算編成における経費区分について・・・・・・・・・・8
 - (4) 〔別紙 2〕 令和 9 年度一般財源各部等配分額・・・・・・・・・・・・・・10
 - (5) 〔別紙 3〕 令和 9 年度節別留意事項および見積り・積算基準について（省略）
 - (6) 〔別紙 4〕 様式および提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（省略）

様

副 区 長
大 木 裕 子
宮 下 泰 昌

令和 9 年度予算編成に関する基本方針（依命通達）

我が国の経済は、企業所得が堅調に推移し、雇用者所得も名目・実質共に増加するなど、緩やかな回復が続くことが期待される。一方で、中東情勢を始めとして、経済の先行きに大きな影響をもたらし得る海外のリスク要因は引き続き存在するほか、少子化と人口減少といった国内の構造的課題への対応も求められている。

区財政も楽観できる状況にはない。現時点では歳入一般財源は増加傾向にあるものの、ふるさと納税による特別区民税の減収は年々拡大し、来年度は 69 億円となる見込みである。加えて、税源偏在是正の名のもとに、国が東京の財源を更に収奪する動きが見受けられる。歳出面では、扶助費をはじめとする義務的経費が予算の 5 割を占め、硬直化が進むなかであって、老朽化した区立施設の更新や災害対策、遅れている都市インフラの整備など、課題が山積している。物価や賃金の上昇に伴う財政負担も一層増大している。

令和 9 年度当初予算では、歳入増を上回る歳出拡大により、約 385 億円の歳入一般財源が不足する見込みである。不足を補うために基金や起債の活用を続ければ、基金は数年で底をつき、起債残高が大幅に増加する可能性がある。

区では現在、区長の公約を可能な限り反映させた「（仮称）当面の事業計画」の策定に向けて、全庁をあげて取り組んでいる。厳しい財政状況が続くことが見込まれるが、「区民とともに創り上げる新しい区政 新時代練馬」の具現化に向けて、区民から寄せられる様々な声に幅広く耳を傾け、各施策への的確な反映に努めていかなければならない。そのためには、全ての施策について効果や必要性を検証し、不断の見直しを行うとともに、自主財源の拡充、特定財源の確保に取り組み、将来に渡って持続可能な財政運営を堅持していくことが重要である。

そこで、令和9年度予算編成に当たっては、

- (1) 本年度策定・改定予定の「(仮称) 当面の事業計画」および「公共施設等総合管理計画〔実施計画〕」に掲げる事業の推進を最優先とし、実施に向けた最適な手法を検討・精査した上で、必要な予算を計上すること。
- (2) 国や都の施策を注視し、特に新たな事業が開始される場合には、区としての対応策を検討・精査した上で、必要な予算を計上すること。
- (3) 既存事業の効果・必要性の検証と見直しを徹底し歳出削減に取り組むとともに、新たな歳入確保に努めること。

とする。については、下記事項に留意し、編成に取り組まれない。

この旨、命により通達する。

記

- 1 歳出については、以下により適切に見積もること。
 - (1) 所要額・財源・費用対効果を十分に精査し、真に必要な経費のみ計上すること。なお、物価上昇および賃金上昇の影響等については、適切に反映すること。
 - (2) 新規事業および事業のレベルアップについては、その必要性や将来展望、課題を明らかにした上で経費を計上すること。限られた財源・人的資源を有効に活用する観点から、スクラップアンドビルドを徹底すること。
 - (3) 令和7年度決算において多額の不用額が生じた事業や減額補正を行った事業については、予算積算方法や執行方法を必ず見直すこと。また、成果を客観的に把握できない事業や必要性が低下した事業の縮小・廃止に不断に取り組むこと。
- 2 歳入については、以下により確保に努めること。
 - (1) 税および保険料等は、引き続き収納率の向上と滞納額の縮減を図ること。
 - (2) 負担の公平性の観点から、受益者負担の適正化を図ること。
 - (3) 国や都の補助金等は遺漏なく確保するとともに、補助金等が削減・廃止される場合は、あわせて事業の縮小・廃止を検討すること。
 - (4) 各部等の創意工夫により寄付制度の活用や区有財産の更なる有効活用等、自主財源の一層の確保に取り組むこと。特にクラウドファンディングを活用して実施する事業については、魅力ある事業内容を十分に検討し、寄付目標額を達成できるよう努めること。

各部（室・局）長 様

企画部長 佐古田 充宏

令和9年度予算編成事務処理方針について

令和9年度予算編成に当たっては、令和8年8月 日付け「令和9年度予算編成に関する基本方針（依命通達）」を踏まえ、下記の事項に留意して編成願います。

記

〔1〕 枠配分予算について

- 1 厳しい財政状況下で必要な施策を着実に推進するためには、不要不急の歳出削減や各種施策の不断の見直し等に取り組み、限りある財源を効果的・効率的に活用し、将来に渡って持続可能な財政運営を堅持していかなければならない。これにはまず、実施主体である各部等が自ら責任を持って、あらゆる角度から施策、事務事業を見直し、創意工夫しながら予算編成に当たる必要がある。このため、A経費は枠配分方式により実施する。
- 2 枠配分予算額は、令和9年度財政フレームで見込まれる一般財源から、B C経費の財源を留保した残りの額を原資とする。その上で、各部等との基礎数値の調整により決定した一般財源を配分する。各部等の配分額は、別紙2のとおりである。
- 3 令和9年度の枠配分予算額については、物価上昇および賃金上昇に伴う経費の増加分についてあらかじめ加算している。各部等は、枠配分方式の趣旨を踏まえ、前年度の決算分析や必要経費の精査を徹底して、減額あるいは増額すべき事業を見極め、部内各課の既存事業費にとらわれることなく部全体で柔軟に対応し、枠配分額の範囲内において適切に予算を編成すること。

〔2〕 歳出について

- 1 本年度策定・改定予定の「（仮称）当面の事業計画」および「公共施設等総合管理計画〔実施計画〕」に掲げる事業を着実に推進するために必要な予算を適切に見積もること。
- 2 全ての事業について、意義、実績、費用対効果、実施体制等を精査点検した上で、真に必要な予算のみ見積もること。

新規事業および事業のレベルアップについては、その必要性や将来展望、課題を明らかにした上で経費を計上すること。限られた財源・人的資源を有効に活用する観点から、スクラップアンドビルドを徹底すること。

前年度において多額の不用額が生じた事業や減額補正を行った事業については、予算積算方法や執行方法を必ず見直すこと。流用を行った事業については、理由を確認し、実情に即した修正を行う等、積算の適正化を図ること。成果を客観的に把握できない事業や必要性が低下した事業の縮小・廃止に不断に取り組むこと。

3 施設の改修改築経費については、以下の点に留意すること。

- ・ 公共施設等総合管理計画を踏まえ、企画課・施設管理課等と十分に協議し、施工内容等を把握した上で、設計段階から経費の精査に努めること。特に、施設の外観、内装、設備、植栽等の周辺機能のグレードおよび整備内容については、その後の維持管理費を含めた長期的な視点をもって検討し、コスト削減に取り組むこと。
- ・ 予算要求額と起工額に大きな乖離が生じている事例も見受けられる。経費が大きく変動する要素の把握に努めるとともに、過去の類似施設の実績等を分析した上で適切に見積もること。
- ・ 複合施設においては、経費やスケジュールについて関係部署間で調整を図った上で、いわゆる「大家」となる所管課が、責任を持って、全体的な経費の把握や進行管理を行うこと。
- ・ 森林環境税・森林環境譲与税の趣旨を踏まえ、学校改築などにおいて国産木材の使用に努めること。
- ・ 中東情勢が及ぼす建築資材の供給への影響等も考慮し、財政課・施設管理課等と協議の上、工事計画の着実な実施に努めること。また、やむを得ない事由により入札不調や工期遅延となる可能性も十分に考慮すること。

4 施設の管理運営費については、前例にとらわれることなく新たな視点をもって、事業の執行方法、管理運営方法および委託内容の規模・積算単価等の見直しを図り、経費の削減に努めること。住民団体（運営委員会等）への管理運営委託についても、委託内容等を精査し適切に見積もること。

なお、指定管理者制度適用施設の経費については、「指定管理者制度の適用に係る基本方針」およびその運用細目に基づき適切に見積もること。

5 補助金については、「補助金の点検・検証チェックリスト」に基づき、社会情勢や区民ニーズの変化に応じた点検・検証を実施し、見積りに適切に反映すること。

6 情報システム関連経費については、「令和9年度（令和8年度審査）情報化企画書の提出について」（令和8年4月30日付け8練企情第353号）を踏まえ、適切に見積もること。予算化にあたっては、事前に情報化企画審査の「可」決定を受けていることが前提となるので注意すること。

7 2か年度以上にわたる支出負担行為を要する事業については、全体経費および執行計画を精査の上、債務負担行為を併せて見積もること。

8 物価や労務費の上昇が続いていることから、必要に応じて事業者からヒアリングをするなど、適切な価格で発注できるよう見積もること。なお、見積りに当たっては経理用地課から別途通知される「契約事務に係る予算積算上の留意事項等について」を確認すること。

[3] 歳入について

1 歳入予算については、年度内に見込み得る額を漏らさず見積もるとともに、未収金の縮減や収納率の向上に最大限努めること。

2 国庫および都支出金等については、制度の新設、変更、整理統合、補助率の見直し等の動向を注視し、より一層積極的な活用を図り、財源の確保に努めること。また、国・都補助事業等の廃止・縮小が明らかな場合は、原則として事業の廃止・縮小を前提として検討し、一般財源の増加とならないよう見直すこと。

- 3 使用料および手数料については、実績を考慮し、漏れのないように見積もること。手数料について、国や都との関係において改定が予定されているものについては、改定後の金額に基づいて見積もること。
- 4 適切な受益者負担の導入や、印刷物の有償頒布の拡大、広告料、未利用地の暫定的なコインパーキング化、行政財産の貸付および使用許可による自動販売機の設置等、自主財源の一層の拡充に取り組み、その歳入を見積もること。
- 5 寄付金は、自主財源の確保や区民サービスの向上という観点のみならず、事業の魅力や意義を区内外に広く発信する手段として効果的な財源であることから、以下のとおり寄付制度の活用について積極的に検討すること。
 - ・ 新規事業の企画立案の際は、必ず寄付制度の活用を検討すること。既存事業についても、あらためて事業の充実・発展に資する取組に対して寄付制度の活用を検討すること。
 - ・ 施設の建設・改修や民間との協働による事業など、特に区内外にアピールする事業については、クラウドファンディングの活用を検討すること。なお、クラウドファンディングの活用を検討する場合は、事前に区政改革担当課と協議すること。
 - ・ 寄付制度の活用を行う事業等については、各種調査とともに「寄付メニュー提案書」を提出すること。作成に当たっては、記載例を十分に確認し作成すること。

[4] 留意事項

- 1 経費は、A経費、B経費およびC経費に区分して見積もること。経費の区分に疑義のある場合は、財政課と事前調整を行うこと。
- 2 職員人件費については、超過勤務の縮減に取り組み、見積りに反映させること。詳細については、別途通知する「令和9年度予算編成に係る給与関係費の見積りについて」に基づいて見積もること。
- 3 積算根拠とする下見積りは、原則として複数事業者から取り、内訳を精査した上で予算見積書に添付すること。また、C経費事業については、図面や地図等の補足資料を見積書に添付すること。A経費、B経費についても新規事業または既定事業における新規項目については同様に補足資料を添付すること。なお、A経費、B経費で計上している事業の一部をC経費で要求する場合は、各経費の金額が確認できる見積りを添付すること。
- 4 独立80周年記念事業については、「練馬区独立80周年記念事業の再照会について」（令和8年7月22日付け8練企企第153号）の回答を踏まえ、適切に予算を見積もること。
- 5 編成に当たっては、別紙1～4の資料を参照すること。
各種様式はねりまポータルの共有文書に掲載のものを利用すること。

- | | |
|-----|----------------------------|
| 別紙1 | 令和9年度予算編成における経費区分について |
| 別紙2 | 令和9年度一般財源各部等配分額 |
| 別紙3 | 令和9年度節別留意事項および見積り・積算基準について |
| 別紙4 | 様式および提出書類 |

[5] 提出書類および提出期限等

以下の書類をデータで提出すること。

1 A経費 令和8年10月2日（金）

- (1) 予算査定書（内報書不可）
- (2) 令和9年度当初予算A経費編成報告書
- (3) 補助金の点検・検証結果一覧（令和9年度当初予算編成）
- (4) 補助金の点検・検証チェックリスト（令和9年度当初予算編成）

2 B経費、C経費 令和8年10月9日（金）

- (1) 予算見積書
- (2) 款別BC経費一覧（指定様式）
- (3) 調書等（指定様式・該当する書式を提出）
 - ① 令和9年度BC経費個別調書
 - ② 工事・設計委託予算見積調書（総括表）
 - ③ 工事・設計委託予算見積調書（個別調書）
 - ④ 会計年度任用職員予算積算調書
 - ⑤ 債務負担行為関係資料
 - ⑥ 寄付メニュー提案書
- (4) その他補足資料（様式なし・調書等の補足として提出）

※1 各書類の提出方法については財政課各担当ラインから別途連絡する。

※2 調書等は指定様式を必ず提出すること。指定様式を補足する説明が必要な場合は、任意の様式で資料を提出すること。特に重点施策等に位置付けられる事業については、区長査定用のプレゼンテーション資料を作成すること。

※3 「新たな総合計画策定までの間における、当面の事業計画とりまとめに伴う資料作成について」（令和8年6月24日付け8練企企第96号）により、各部等に作成を依頼している「事業個別調書」と各書類の整合を図ること。なお、「事業個別調書」を作成した各事業についても、財政課によるBC経費ヒアリングにおいて各部等から説明を行うこと。

3 職員人件費見積書 令和8年11月13日（金）

令和 9 年度当初予算編成予定表

年	月	日	編 成 内 容 等	
R8	8	5	水	庁議・編成方針決定
	8	7	金	予算事務説明会
	8	10	月	各部等庶務担当課長会・係長会
				各部等において、見積書作成・ヒアリング・査定および調整など。 ※財務会計システムの要求／査定の切り替えは、 財政課へ連絡。
	10	中旬		職員人件費見積り依頼
	10	2	金	<u>A経費査定書 財政課提出期限【厳守】</u>
				財政課によるA経費ヒアリング
	10	9	金	<u>B経費、C経費見積書 財政課提出期限【厳守】</u>
				財政課によるB、C経費ヒアリング
	11	13	金	<u>職員人件費見積書提出期限【厳守】</u>
	12	上旬～		副区長査定、政策経営会議（区長査定）
	12	中旬～		予算内報、予算最終調整
	12	下旬		予算案内部決定
R9	1	下旬		庁議・予算案決定、予算案概要議会説明、プレス発表
	2	上旬		令和9年第一回練馬区議会定例会
	3	中旬		予算案議決

令和9年度予算編成における経費区分について

A 経費（枠内経費）

B 経費、C 経費以外の経費

B 経費（枠外経費）

1 義務的経費

(1) 人件費

諸手当、共済費を含む。

○ 一般職、職員（再任用含む）

○ 特別職

・ 長等（区長、副区長、教育長、常勤の監査委員）

・ 議員

・ 行政委員会委員等（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員（常勤除く））

(2) 公債費

元利償還金のほか、手数料を含む

(3) 扶助費

19 節（扶助費）のうち、国庫支出金または都支出金があるもの

2 固定的経費

各部の裁量では如何ともしがたく、節減、改善等の工夫の余地がない経費

(1) 債務負担行為

債務負担行為として、予算措置済みの事業費

(2) 義務的分担金負担金

特別区人事・厚生事務組合、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都職員共済組合・議員共済組合への分担金負担金など 1,000 万円以上の事業

3 隔年に支出せざるを得ない経費

選挙執行費、「わたしの便利帳」作成費など、一件 500 万円以上の事業

※新規で B 経費に計上する場合は事前に財政課と協議すること。

4 特別会計および繰出金

特別会計および特別会計へ繰出す繰出金

C経費（政策的・枠外経費）

1 政策的な経費

(1)重要な新規・レベルアップ事業

区民サービスの向上に資する重要な新規・充実事業の経費

(2)臨時的・政策的に対応する経費

議会からの要望等で、政策的判断を要する事業等の経費

(3)独立 80 周年記念事業経費

2 一定規模以上の施設改修

1 件 500 万円以上の施設改修。公園改修、道路（交通安全施設）、自転車駐車場含む。

3 電算システム開発・改修経費

機器類の賃借料を含む 1 件 500 万円以上の開発・改修経費

4 積立金

5 諸支出金

「参考」 経費区分イメージ

予 算 総 額					
A 経費		B 経費		C 経費	
一般財源	特定財源	一般財源	特定財源	一般財源	特定財源



ここを各部等へ配分

令和9年度 一般財源各部等配分額（A経費）

物価上昇・賃金上昇に伴う経費の増加分については、あらかじめ加算している。
 なお、加算額については、以下の割合を乗じて算出した。

- ・旅費・交際費・需用費・役務費・委託料・使用料及び賃借料・原材料費
 備品購入費…5%
- ・工事請負費…6%

（単位：千円）

№	各部等	配 分 額 （ 調 整 前 ）	物価・賃金上昇 加算額	配 分 額 （ 調 整 後 ）
1	議会事務局	73,846	3,512	77,358
2	区長室	250,359	12,025	262,384
3	企画部	32,850	1,544	34,394
4	危機管理室	312,092	13,995	326,087
5	総務部	757,630	36,845	794,475
6	会計管理室	29,063	1,486	30,549
7	選挙管理委員会	18,643	899	19,542
8	監査事務局	4,440	209	4,649
9	区民部	605,439	69,444	674,883
10	産業経済部	325,308	11,918	337,226
11	地域文化部	3,258,101	162,346	3,420,447
12	福祉部	3,578,828	223,197	3,802,025
13	健康部	1,455,284	74,537	1,529,821
14	環境部	1,525,061	75,154	1,600,215
15	都市整備部	260,773	35,600	296,373
16	土木部	3,844,804	348,953	4,193,757
17	教育振興部	15,529,317	758,783	16,288,100
18	こども家庭部	12,505,796	754,395	13,260,191
合 計		44,367,634	2,584,842	46,952,476